

買取再販住宅で瑕疵保険に加入する際の検査費用が補助対象になります

～「ひょうごインスペクション実施支援事業」及び「ひょうごあんしん既存住宅表示制度」の拡充～

1 趣旨

中古住宅を選択する際に、安心感だけではなく、見た目がきれいであることが重要視される市場ニーズに対応するため、買取再販住宅（一戸建て住宅に限る。）に対する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）による検査が補助対象に追加されるとともに、保険法人による検査結果を活用して「ひょうごあんしん既存住宅」の表示ができるようになりました。

2 ひょうごインスペクション実施支援事業

(1) 事業概要

区 分	内容（見直し後）	内容（従前）
対 象 者	・登録検査法人等 ■ <u>ひょうごインスペクション※を依頼する者（依頼する者が事業者の場合は、買取再販住宅に限る。）</u>	・登録検査法人等
対 象 経 費	県内の売買を予定している既存住宅（一戸建て住宅に限る。）のひょうごインスペクションに要する経費	
補 助 額	上限 2.5 万円／件（千円未満の端数は切捨て）	

注）事業の詳細については、「まちづくり部補助金交付要綱」、「ひょうごインスペクション実施支援事業実施要領」及び「ひょうごインスペクション実施支援事業募集要項」をご確認ください。
（兵庫県のホームページでご確認いただけます。）

(2) 募集方法

登録検査法人等又はひょうごインスペクションを依頼する事業者による申請は、年度内に2回（4～5月、8月頃）に分けて募集します。「令和4年度ひょうごインスペクション実施支援事業 募集要項」をご確認ください。

インスペクションを依頼する個人による申請は随時受け付けています。詳細は兵庫県のホームページをご確認ください。

3 ひょうごあんしん既存住宅表示制度

ひょうごインスペクションの基準に適合している住宅について、広告等で「ひょうごあんしん既存住宅」の表示を行うことができる制度です。従前は登録検査法人による検査のみが対象でしたが、保険法人による検査結果を活用して表示することが可能となりました。これに伴い、買取再販住宅でも本制度の活用が可能となります。



4 問合せ先

兵庫県 まちづくり部 住宅政策課 住宅政策班（企画調整担当）
所在地 〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号
電話 078-341-7711（内線 4636）
E-mail jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp



（兵庫県 HP）